

## 水草研究会会則

1. 本会は水草研究会と称する。
2. 本会は水草に関する研究および知識の普及と会員相互の親睦をはかることを目的とする。
3. 本会は上記の目的を達成するため次の事業を行なう。
  - (1) 研究発表会, 講習会, 採集会などの開催
  - (2) 会報の発行
  - (3) その他, 必要と認めた事項
4. 会員は普通会員と特別会員とにわけらる。
  - (1) 普通会員は本会の趣旨に賛同して所定の会費を納めた者。
  - (2) 特別会員は会の推薦による顧問と名誉会員。
  - (3) 会員は会報の配布をうけ, 本会の事業に参加できる。
5. 本会には次の役員をおく。

会長 1名, 副会長 2名, 会計 2名, 幹事 若干名,  
役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。  
本会には名誉会長をおくことができる。  
役員の選出は, 役員会で推薦し, 総会で承認を得る。
6. 役員の任務は次のようである。

会長は会を代表し会務を統べる。会長支障あるときは副会長がこれに代わる。会計は本会の経理を担当する。幹事は会務を処理する。
7. 総会は原則として年1回開催する。総会に付議するおもな事項はつぎのようである。
  - (1) 役員選出 (2) 会務報告 (3) 会則変更 (4) その他必要と認めた事項
8. 本会に入会するには, 入会申込書に1年分の会費をそえて会長に提出する。退会する場合は, 退会届を会長に提出する。ただし, 退会するとき, すでに納めた会費は払い戻しをしない。
9. 会計年度は1月1日より12月31日までとする。
10. 会費は年額1,000円とする。ただし特別会員は会費を徴収しない。
11. 本会の経費は, 会費およびその他の収入による。
12. 本会の事務所は, 会長の指定するところにおく。

付 本会則は昭和55年8月9日より施行する。